

春江町サッカースポーツ少年団規程

(名称)

第1条 この会は、春江町サッカースポーツ少年団（以下「本団」という。）と称する。

(目的)

第2条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、子供たちにサッカーを通じ心身の健全育成と普及進行を図り、青少年活動の礎とすることを目的とする。

(組織)

第3条 本団は、次の者をもって組織する。

- (1) 団に登録した団員（以下「団員」という。）
- (2) 登録団員の保護者
- (3) 団の指導者
- (4) 団を理解する者

(春江町サッカースポーツ少年団育成会)

第4条 1、団員及び指導者に対する側面的支援活動を活発にし、団員及び指導者相互の
連帯と調整を図る事を目的とし、春江町サッカースポーツ少年団育成会
（以下「育成会」という。）を本団に置く。
2、育成会に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第5条 団の事務局は、代表指導者宅もしくは事務局宅に置く

(活動)

第6条 本団の目的達成のために、第3条で定める者は、日本、福井県及び坂井市スポーツ少年団
（以下「スポ少」という。）の活動の他、次の活動を行う。
(1) 春江町サッカースポーツ少年団及び各種スポーツ活動
(2) 体カテスト
(3) レクリエーション活動
(4) 奉仕・文化活動
(5) 他団体との交換交流活動
(6) その他、本団に必要な活動

(役員)

第7条 1、役員は、代表指導者1名、事務局員1名、指導者若干名、育成会より正・副会長並び
に会計とする。

2、代表指導者、育成会会長は、坂井市スポーツ少年団の代議委員を兼ねる。

(会議)

第8条 1、総会は、次の事項を審議及び議決する。

- (1) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (2) 本団の目的を達成するための運営方針に関する事。
- (3) その他重要な事項に関する事。

2、総会は、育成会との総会と兼ねる事ができ、団員を除き年2回(3月・9月)に代表指導者が招集する。但し、代表指導者が必要と認められた時は、臨時に開催する事ができる。

3、総会の議事進行は代表指導者が行う。育成会の総会と兼ねる場合は、育成会の会長が議長を行う。議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(審議)

第9条 1、役員会は、次の事項を審議及び決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) その他会長が必要と認められた事項に関する事。

2、役員会は必要に応じて開催し、代表指導者が招集し、その議長となる。

3、役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(委任)

第10条 本団の目的及び活動を推進するため、育成会に次のことを委任する事ができる。

- (1) スポーツ少年団の加入登録及びスポーツ保険加入に係わる事。
- (2) 本団の活動経費の会計に係わる事。
- (3) 第6条の活動に関する事。
- (4) その他必要な事項

(事故の責任)

第11条 本団の活動中および施設利用に際して生じた人的、物的事故について、本団は一切損害賠償の責任を負わないものとする。

(1) 団員・指導者は全員スポーツ安全協会の損害保険に加入する。

(2) 傷害が発生した場合、スポーツ安全協会の損害保険適用範囲とし、それ以外の保証はないものとする。

(3) 遠征時など、指導者および父兄等の運転する車両で事故が起きても、運転者は責任を負わないものとする。

付 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日から一部改訂し施行する。